

玉川大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則第13条ならびに玉川大学学則(以下「大学学則」という。)第19条第4項及び玉川大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第16条から第19条に基づき、玉川大学(以下「本大学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の名称)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とし、それぞれ次の各号による。

(1) 学士

文学部	学士(文学)
農学部	学士(農学)
工学部	学士(工学)
経営学部	学士(経営学)
教育学部	学士(教育学)
芸術学部	学士(芸術学)
リベラルアーツ学部	学士(リベラルアーツ)

(2) 修士

文学研究科	修士(文学)
農学研究科	修士(農学)
工学研究科	修士(工学)
マネジメント研究科	修士(マネジメント)
教育学研究科教育学専攻	修士(教育学)

(3) 博士

農学研究科	博士(農学)
工学研究科	博士(工学)
脳情報研究科	博士(工学)/博士(学術)

(4) 専門職学位

教育学研究科教職専攻	教職修士(専門職)
------------	-----------

(学士の学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本大学の学部学科を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位の授与要件)

第5条 博士の学位は、本大学院博士課程後期を修了した者に授与する。(以下「課程博士」という。)

2 前項の定めにかかわらず、本大学院の課程を経ない者であっても、研究科会の承認を得て博士論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し、かつ専攻学術に関し、前項と同等以上の学識があると認められた場合には、博士の学位を授与することができる。(以下「論文博士」という。)

(教職修士(専門職)の学位の授与要件)

第6条 教職修士(専門職)の学位は、教育学研究科教職専攻(教職大学院)を修了した者に授与する。

(課程による学位の申請)

第7条 第4条の規定に基づく修士の学位の申請は、所定の期日までに当該研究科長に論文題目届を提出し、かつ、学位論文正本1部、副本1部以上に審査票を添え、研究科会の議を経て、学長に提出しなければならない。

2 第5条第1項に基づく博士の学位の申請は、本規程別表第2に定める学位論文審査願に学位論文正本1部・副本2部、4,000字以内の論文要旨5部を添え研究科会を経て、学長に提出しなければならない。

3 第1項、第2項による論文には、参考として他の論文等を添付することができる。添付にあたっては5部提出するものとする。

4 審査のため必要がある場合は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本を提出させることがある。

5 提出した論文は返却しない。

(課程による博士の学位申請の特例)

第8条 本大学院博士課程後期に3年以上在学し、博士論文の作成等に対する指導を受け、かつ修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学後5年以内に再入学しないで博士の学位を申請する場合は、第7条第2項に準ずる。

(論文による博士の学位の申請)

第9条 第5条第2項に基づく博士の学位の申請は、別表第2に定める学位申請書に、学位論文正本1部・副本2部、4,000字以内の論文要旨5部、履歴書及び別に定める審査料を添え、研究科会を経て、学長に提出しなければならない。

2 前項による論文には、参考として他の論文等を添付することができる。添付にあたっては5部提出するものとする。

3 審査のため必要がある場合は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本を提出させることがある。

4 提出した論文は返却しない。

(学位申請に関する事項)

第10条 本大学において授与する修士及び博士の学位について必要な事項に関しては、第7条、第8条、第9条に定める規定のほか各研究科の定めるところによる。

(審査料)

第11条 学位授与を申請する場合の審査料は次のとおりとする。

- (1) 大学院学則第18条の規定による場合 200,000円
- (2) 第8条に規定する期間外の場合 70,000円
- (3) 学校法人玉川学園教職員の場合 70,000円

2 納付した審査料は、返還しない。

(審査委員会等)

第12条 学長に提出のあった学位論文は、研究科会の審査に付さなければならない。

2 研究科会は、前項により審査に付されたときは、当該研究科研究指導担当教員のうちから2名以上(少なくとも教授を1名含まなければならない)の審査委員を選出して審

査査委員会（主査及び副査）を組織する。ただし、必要がある場合には、当該研究科以外の他研究科研究指導担当教員を審査委員会に加えることができる。

- 3 必要がある場合には、他の大学院、研究所等の教員等および本大学院の非常勤教員（以下「学外審査委員」という。）を審査委員会に加えることができる。
- 4 前項に定める学外審査委員を委嘱する条件は、次のとおりとし、研究指導担当教員は、別表第3に定める「学外審査委員の委嘱について（お願い）」及び「略歴および研究業績書」を提出し、研究科会の審議を経て大学院研究科長会で承認を得ることとする。
 - (1) 他の大学院に所属する教員の場合は、本務校で「研究指導担当教員」と同等の資格を有する者
 - (2) 企業・研究所等に所属する場合は、博士号を有するか、それと同等の学識を有する者
- 5 審査委員会は、論文の審査及びこれに関連する試験等を行う。

（審査委員の手当等）

第13条 審査委員への審査手当および面接試験手当は、「学校法人玉川学園給与規程」別表第3-9に基づき支給する。

- 2 学外審査委員への審査手当は、論文1通につき次のとおりとする。
 - (1) 博士論文 20,000円
 - (2) 修士論文 10,000円
- 3 学外審査委員への交通費は、実費支給する。
- 4 審査に関連して、予備的検討会等に学外審査委員を依頼した場合は、「学校法人玉川学園給与規程」別表第6-6に基づき、6コマを上限として手当および交通費を支給することができる。

（厳正な学位審査体制等）

第14条 審査委員は、公正な判断をもって論文審査にあたる責務を担う。また、いかなる場合も本学諸規程に定められた手当以外の金品の授受を行ってはならない。

（審査の期間）

- 第15条** 修士論文の審査は、提出者の在学期間中に終了するものとする。
 - 2 博士論文の審査及び博士の学位授与に関する最終試験は、論文を受領後1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科会の議を経て審査期間を延長することができる。

（学位論文評価）

第16条 学位論文の評価は、研究課題の意義、目的、手法等を正しく、十分理解し、目的達成にむけての十分な努力と成果、将来に向けての発展性等を基準とする。

（最終試験）

第17条 大学院学則第16条及び第17条に定める最終試験は、学位論文の審査終了後に、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口述試問又は筆答試問により行う。

（学識の確認）

第18条 第5条第2項及び大学院学則第18条に定める学識の

確認のために行う所定の試験は、口述試問とする。ただし、研究科会が必要と認めたときは、筆答試問を併せ行うことができる。

- 2 前項に定める試問は、次のとおりとする。
 - (1) 学位論文を中心として、広く専攻学術に関する科目についての試問
 - (2) 外国語に関する試問
- 3 前項第2号の外国語に関する試問は2カ国語を原則とする。ただし、研究科会が特別の事由があると認めたときは、1カ国語によることができる。

（審査結果の報告）

第19条 審査委員会は、学位論文の審査及び第15条の最終試験又は第16条の所定の試験が終了したときは、直ちにその結果を研究科会に報告しなければならない。

（研究科会の審議・判定）

第20条 研究科会は、前条の報告に基づいて審議し、学位の授与について判定する。

- 2 前項の判定には、委員の3分の2以上の出席を必要とし、学位の授与の議決には出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 第1項の判定に委員が欠席する場合は、論文審査の可否を明らかにした内容を含む委任状をもって、出席委員の数に含めることができる。
- 4 研究科会が必要と認めたときは、第1項の研究科会に第12条第3項に基づき委嘱した審査委員を加え、意見を聞くことができる。ただし、出席委員の数には含めない。

（審議結果の報告）

第21条 研究科長は、第20条の議決について、学位論文審査の要旨及び最終試験又は第18条の所定の試験結果の要旨等を遅滞なく学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第22条 学長は、前条の報告に基づき、大学院研究科長会の議を経て学位を授与し、学位記を交付する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位論文要旨の公表）

第23条 本大学は、博士の学位を授与したとき、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に、その論文の内容及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

（学位論文の印刷公表）

第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内にその論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により公表する場合には、その学位論文に「玉川大学審査学位論文」と明記しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本大学は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の表示)

第25条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本大学名「(玉川大学)」を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第26条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消し)

第27条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は大学院研究科長会の議を経て、既に授与した学位を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき
 - (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為があったとき
- 2 大学院研究科長会において前項の議決をするには、委員

の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

第28条 学位記の再交付を受けようとするときは、その事由を付し、所定の手数料を添えて学長に願出しなければならない。

(学位記及び申請書類等の様式)

第29条 学位記及び学位申請関係の書類の様式は、別表第1、第2による。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、大学院研究科長会の議を経て学長が行う。

(その他)

第31条 この規程に関する事務主管は、教学部とする。

附則省略

別表第1 学位記の様式

(1) 学士 (大学学則第19条・学位規程第3条)

第 号	卒業証書・学位記	氏名	大学印	年月日生	年 月 日	玉川大学長 氏名	●
<p>本大学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたので 卒業と認め学士(〇〇)の学位を授与する</p>							

(2) 修士 (大学院学則第16条・学位規程第4条)

第 号	学位記	氏名	大学印	年月日生	年 月 日	玉川大学長 氏名	●
<p>本大学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に 合格したので修士(〇〇)の学位を授与する</p>							

(3) 課程博士 (大学院学則第17条・学位規程第5条第1項)

第 号	学位記	氏名	大学印	年 月 日生
本大学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において				
所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に				
合格したので博士(○○)の学位を授与する				
年 月 日	玉川大学長 氏名			
	●			

(4) 論文博士 (大学院学則第18条・学位規程第5条第2項)

第 号	学位記	氏名	大学印	年 月 日生
本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に				
合格したので博士(○○)の学位を授与する				
年 月 日	玉川大学長 氏名			
	●			

(5) 教職修士 (大学院学則第19条・学位規程第6条)

第 号	
学 位 記	
氏 名	
大学印	
年 月 日 生	
本大学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程 を修了したので○○修士(専門職)の学位を授与する	
年 月 日	
玉川大学長 氏名	
Ⓜ	

別表第2 学位申請関係の書類の様式

(1) 第7条による学位論文審査願の様式 (用紙 A4)

	平成 年 月 日
玉川大学長 ○○○○殿	
	学籍番号
	氏名
学位論文審査願	
学位規程第7条の規定に基づき、下記書類を提出いたしますので 審査くださるようお願いいたします。	
記	
学位論文 3部 (正本1, 副本2)	
論文要旨 5部	

(2) 第9条による学位申請書の様式 (用紙 A4)

	平成 年 月 日
玉川大学長 ○○○○殿	
	氏名 ●
学位申請書	
貴学学位規程第9条の規定に基づき、下記の書類に審査料 円を添え、博士(○○)の学位の授与を申請します。	
記	
学位論文 3部 (正本1, 副本2)	
論文要旨 5部	
履歴書 1部	